報告第１６号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年８月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和２年７月１６日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和２年２月１４日午後３時４０分頃、亀山市羽若町地内において、赤信号により停車していた相手方車両の後部に接触し破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

１９１，２０９円